

## 宍粟市犯罪被害者等支援条例（案）逐条解説

### （目的）

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

#### 【解説】

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族は、その直接的な被害に加え、周囲の無理解や心無い対応などによる間接的な被害にも苦しめられることも少なくありません。

この条例は、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し寄り添うとともに、犯罪被害者等が住み慣れた地域社会で再び平穏な生活を取り戻せるよう支援していくことを目的としています。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 宍粟市自治基本条例（平成23年宍粟市条例第4号）第2条第2号に規定する者をいう。
- (4) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。

#### 【解説】

##### （第1号関係）

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「犯罪等」と同様としています。

「犯罪」とは、個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為など刑法その他刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為を言います。

「犯罪に準じる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪とまではいえないが、それに類似するような同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

##### （第2号関係）

法第2条第2項に規定する「犯罪被害者等」と同様としています。

「家族」の範囲については、民法上の親族の規定を準用します。

##### （第3号関係）

この条例では、支援の入口は広く地域社会を担っている方々として、「市民」としています。これは、犯罪等の被害はいつどこで遭うかわからないため、居住する者だけでなく、働く者や学ぶ者などが、身近なところで相談を受けることができるようにしているためです。また、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、居住する者だけでなく、働く者等すべての方の理解や協力が不可欠であることから自治基本条例の規定による市民としています。

ただし、市が行う支援は、住民登録をしている方とそれ以外の方とは異なります。原則としては、宍粟市に住民登録をしていない方に対しては、相談、情報提供などは同様にさせていただきますが、支援については、住民登録をしている自治体への橋渡しを行いそこで受けて頂くことになります。

具体的な支援策として、第7条の「住居の提供」及び第8条の「支援金の支給」がこれに該当します。

(第4号関係)

関係機関である国、県、警察や県公安委員会から指定を受けた民間支援団体犯罪被害者支援センター等をいいます。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

【解説】

法第3条で定められている「基本理念」は、「尊厳にふさわしい処遇を権利として補償すること」、「個々の事情に応じて適切に行われること」、「途切れなく行われること」とされています。これら法の基本理念に基づいた内容となっています。

第1項で記載する基本理念に基づいた支援を実施していくにあたり、その過程で個人の尊厳を害することが無いように、個人情報の取扱いには十分な注意が必要です。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、関係機関等との役割を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を実施しなければならない。

【解説】

市は、基本理念にのっとり、警察をはじめとする関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施しなければならないとしています。

また、関係機関等の実施する施策が効果を発揮できるよう、連携しあって実施しよう

とするものです。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

**【解説】**

犯罪被害者等が、平穩な生活を取り戻すためには、地域の人々及び市内で働く人等の理解と配慮が不可欠であり、犯罪被害者等は地域社会において市民の支えがあってこそ平穩な生活を取り戻すことができます。

また、市や関係機関等が犯罪被害者等を支援するうえでは、市民の協力が不可欠となります。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を行うための相談窓口を設置するものとする。

**【解説】**

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害を受けるだけでなく、精神的なショックや不安、また心無い中傷や噂などによる様々な問題を抱えてしまう場合があります。犯罪そのものも多様であり、犯罪被害者等が平穩な生活を取り戻すまでには相当な時間を要することから、関係機関等がそれぞれの役割を果たすのは当然ですが、互いが連携協働して支援に取り組む必要があります。互いに情報共有できるように橋渡しをし、スムーズで途切れない支援をしていく必要があります。

(住居の提供)

第7条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等を支援するため、市営住宅へ一時的な入居ができるよう配慮するものとする。

2 前項の規定による入居に関して必要な事項は、別に定める。

**【解説】**

犯罪被害により収入が減少し生計維持が困難となった場合や、居住地又はその付近において犯罪被害にあったため当該住居に居住し続けることが困難になった場合に居住の安定を図るため一時的に市営住宅に入居できるように配慮します。

支援の対象は、犯罪被害者及びその配偶者または犯罪被害者と二親等以内の親族、犯罪被害者の収入により生計を維持している親族で市に住所を有する者としています。

(支援金の支給)

第8条 市は、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として、犯罪被害者等に対して、支援金の支給を行うものとする。

2 前項の規定による支援金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

**【解説】**

犯罪被害者等への経済的支援としては、国の制度で「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）」による犯罪被害者等給付金制度があります。この制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や身体に傷害を負わされた犯罪被害者に対して国が給付金を支給するものです。

しかし、給付申請から給付金が支給されるまでには半年以上かかると言われており、市では、そのつなぎの資金を一時金として支給するものです。

具体的な内容については、別に定めることとしていますが、その概要については、以下のとおりです。

支援金の種類は、「傷害支援金」と「遺族支援金」があり、傷害支援金は市内に住所を有する犯罪被害者に対して、また遺族支援金は、市内に住所を有する遺族に対して一時金として支給します。

金額は、今までの宋栗市災害等支援金支給規則では、「遺族支援金」100,000円だったものを300,000円に、「傷害支援金」10,000円だったものを100,000円に見直すこととしており、この額は、県下また全国的な状況を見ても同等程度であるため、妥当と認められる額と考えています。

それ以外については、「遺族の範囲及び順位」、「支給手続き」、「支給制限」、「支給の特例」、「返還」などを定めています。

（啓発活動の推進）

第9条 市長は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮及び被害者支援の重要性について、市民の理解を深めるよう必要な啓発活動を推進するものとする。

**【解説】**

犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等を支え合う地域社会の重要性について、市民のみなさんに理解を深めて頂くため、リーフレットの配布や広報紙及びホームページなどを利用し啓発活動を行っていきます。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

この条例に規定されていることのほかに、本条例の施行に関し必要な事項は、別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。